

令和 3 年 4 月 27 日
日本博物館協会 半田昌之

シンポジウム これからの博物館制度を考える 開催結果の概要

主催：日本博物館協会

協力：全国科学博物館協議会、全国科学館連携協議会、全国美術館会議、私立美術館会議、
日本動物園水族館協会、日本水族館協会、日本植物園協会、日本プラネタリウム協議会、
日本公開天文台協会、全国歴史民俗系博物館協議会、全国文学館協議会、
西日本自然史系博物館ネットワーク、全国昆虫施設連絡協議会、
産業文化博物館コンソーシアム、小規模ミュージアムネットワーク、
全日本博物館学会、日本展示学会、日本ミュージアム・マネジメント学会

日時：令和 3 年 4 月 24 日（土） 13：30～17：30

開催方法：Zoom を使用したオンライン形式

参加者延人数：511 名（一般参加者アカウント数：361）

プログラム

- 1 13:30 開催趣旨説明 半田昌之（日本博物館協会 専務理事）
- 2 13:40～13:55 博物館法改正に向けた検討状況 稲畑航平（文化庁 企画調整課 課長補佐）
- 3 発表：多様な博物館の視点から考える博物館制度
 - (1) 地域の総合系博物館 可児 光生（美濃加茂市民ミュージアム館長）
 - (2) 美術館 植松 由佳（国立国際美術館 学芸課長）
 - (3) 自然史・科学系博物館 濱田 浄人（国立科学博物館 科学系博物館イノベーションセンター長）
 - (4) 動物園 村田 浩一（よこはま動物園ズーラシア園長）
 - (5) 水族館 錦織 一臣（東京都葛西臨海水族園長）
 - (6) 昆虫館 渡部 浩文（多摩動物公園長）
 - (7) プラネタリウム 渡部 義弥（大阪市立科学館 学芸課長代理）
 - (8) 公開天文台 宮本 孝志（南阿蘇ルナ天文台長）
- 4 総合討論
各発表者＋コーディネーター：栗原 祐司（京都国立博物館副館長）
- 5 閉会

*文化庁 稲畑補佐から、文化審議会博物館部会および WG での検討状況について概要説明が行われた後、それぞれの館種ごとに運営の状況、現状での課題と、今後の制度や法律に望むことについて各 15 分の発表を行なった。

*総合討論では、参加者からの質疑応答とともに、それぞれの発表者から、現在検討されている博物館法の改正や制度の在り方について、

- ①登録制度における博物館からの申請資格についての設置者要件の拡大
 - ②新たな登録制度を運用するに当たって第三者機関の必要性
 - ③登録施設に対する定期的なチェックを前提とする更新制度の導入
- の3点についての見解を聞いた。

1. 発表にみる主な意見

(1) 地域の総合系

- ・全国の博物館の最も多くを占める、地域に所在する総合・歴史・民俗系の博物館は、その多くが規模が小さく、限られた財源、施設、人員の中で地域や市民と密着した活動を展開している。地方は疲弊している、と言われるが、多くの地域では、行政も、社会教育施設であり文化施設である博物館と連携して、住民に寄り添った、各地域ならではの、地域固有の文化財（文化資源）を活用した取組を進めている。全国的な制度は、こうした地域の実情を理解した上で、真の地域振興に資する支援を基本に考えていただきたい。
- ・博物館法は、○博物館を利用する人、博物館現場で働く人、博物館があるまちを元気づける法であってほしい。○国内の多数を占める地方博物館の現状を直視し、その底上げをねらう法であってほしい。○地方博物館の社会的存在意義を踏まえ、地域に根差した博物館の存立や充実に支援する法であってほしい。
- ・学芸員の階層化より、現場が求める「エデュケーター」や「コンサバーター」的役割を担う学芸人材の確保や研修、人材育成により現場を盛り立てる制度であってほしい。
- ・博物館法は、博物館運営の基本的規定も大切だが、その社会的存在意義や理念について、現在議論されている ICOM の博物館定義等、国際的動きも視野に、博物館とは何か、をわかりやすく理解できる法律になってほしい。

(1) 美術館

- ・コロナの影響により展覧会事業の在り方が変質し、ブロックバスター型企画が困難になる中で、経営の在り方自体が見直される必要があり、観客動員から学芸員の研究成果を示す展覧会開催や、それぞれのコレクションの有効活用、美術館同士のネットワーク形成などが求められる。多様化する美術館運営にとっては、指定管理者制度や独立行政法人、地方独立行政法人、PFI 方式等の検証と今後の在り方についての検討が必要ではないか。
- ・博物館法については、登録博物館になった後の定期的な確認を実施し活動の質を担保し、設置者の責任を明確なものにする必要がある。
- ・美術館の多くがマンパワー不足の問題を抱える中で、学会会議から提案されている学芸員の種別化は日本国内のほとんどの美術館において現実味がない。階層化された「学芸員」ではなく、専門スタッフ(レジストラー、コーディネーター、広報担当)の配置、育成が美術館では必要とされている。さらに専門職の美術館館長の配置も重要な課題と言える。

(3) 自然史・科学系博物館

- ・自然史・科学系博物館は博物館、自然博物館、科学博物館、科学館、技術館、記念館、郷土博物館、文化センター、児童会館、青少年センター、プラネタリウム、天文台、化石園、植物園、樹木園、水族館、ドリームランドなどの施設があり、職員も学芸員以外に研究員、エデュケーター、サイエンスコミュニケーター、解説員、飼育員など多様で、さらに、規模や設置者も多種多様であることが特色。
- ・博物館法や制度については、現在登録されていない類似施設が多数あるが、それらを当初から排除することなく改正法の視野に含め、博物館の多様性を維持、推進することが、社会・文化の豊かさに寄与することを認識し、その前提での制度設計が必要。

- ・小規模館自体が登録(認証)を得るインセンティブを確保するため、交付金や減税、あるいは研究機関指定や銃刀法、ワシントン条約等の規制の弾力化の対象とすべき。
- ・小規模館が登録(認証)を得るため、近隣の中核館あるいは類似館種の中核館がサポートできる体制を都道府県レベルでなく、国レベルでのネットワークとして構築することが必要。
- ・学芸員だけでなく博物館専門職の認識も重要。学術会議提言では、学芸員の研究機能に重点が置かれ、重要な視点ではあるものの、博物館や科学館のエducーター、サイエンスコミュニケーター、解説員をはじめ博物館専門職への視座が不十分で、法改正にあたっては、科学館等の館種、それらの特徴ある活動を支える専門職を視野に入れることが必要。
- ・博物館の定義と、博物館として登録(認証)を得ることのメリット、そして、多様な館種をすべて包含するのか、あるいはどこまで包含するのかの議論が必要。包含した際に、館種ごとの登録基準等を設定する必要がある。
- ・ICOMの博物館定義案に盛り込まれた内容も参考に、博物館の社会的機能に着目した定義の下で、地域の教育と文化創造のため、多様な博物館・科学館等の格差を拡大させる改正でなく、全体の底上げ、盛りたてを行う法改正を期待する。

(4) 動物園

- ・動物園は、その歴史を振り返っても、植物園や博物館の附属施設として発展したもので、資料収集や調査研究も当然のこととしてその機能に期待され位置付けられてきた。そうした流れは日本でも共通している。一方、利用者や行政からすると娯楽施設とのイメージが強い動物園は、近年、動物保護や地球環境への関心が高まる中で、その社会的役割が多様化し、今後の存在意義が問われる中で、改めて教育や研究機能の充実も求められている。
- ・博物館法については、動物園は博物館の一館種としての位置付けは当然として、多様化する動物園の役割を踏まえ、登録等の制度については館種としての特色や事業の実情を正確に理解できる体制の構築が求められる。
- ・また、環境省等、関連する省庁における動物園に関する政策との整合性や役割の棲み分けも必要。
- ・豊かな地球を未来に引き継ぐために、動物園から社会を変えてゆく、というような役割を果たせる体制づくりが望まれる。

(5) 水族館

- ・水族館も博物館の一館種としての位置付けは基本的には変わらないが、従来、博物館全体の中では性格の異なる施設というイメージが内部にもある。また、水族館全体の喫緊の課題としては、海水の循環が不可欠な施設の老朽化が深刻で、その改修への対応に多くの施設が苦慮している。一方、近年は生物多様化、動物福祉、動物の権利、動物倫理等の議論の深まりとともに、資料の収集・保管、活動、施設特性が問題となっており、水族館の在り方については世界規模での議論となり国内の関連組織も複雑化しつつある。
- ・博物館法や制度の視点で考えると、生きた水生生物を主たる資料とする水族館が、現行の博物館法の規定に照らして合致する部分とともに、館種特性により独自の運用基準を整備する必要がある。
- ・また、館種特有の事情から、水族館の運営に関連する省庁として、環境省や水産庁等との関係や、環境・生物取引等の関連法規との関係もある。

- ・博物館法については、水族館が登録（認定・認証）になる場合は、生物の譲渡や移動手続きの簡素化、動物取扱業からの除外等のメリット付与等が考えられる一方で、そのためには、登録要件を満たす基準として、資料が生き物である特殊性への配慮、規模から内容の質への転換、生物多様性、適正な生物採取や飼育等の明記等の検討が必要。
- ・動物倫理・動物福祉への対応とともに、事業へのDX導入、施設費の調達、多様なニーズに応えるソフトの開発や展開等も重要な検討課題といえる。

(6) 昆虫館

- ・昆虫標本を所蔵し展示する博物館は多いが、全国昆虫施設連絡協議会に加盟するのは20施設生きた昆虫を飼育展示する施設が中心。事業は、飼育展示はじめ、教育普及、希少種保全、調査研究等が中心で、歴史的にも一般の博物館と共通する機能も多い。
- ・現状の課題としては、飼育・繁殖・展示手法・外国産昆虫の入手や管理等、高度な専門性を求められる業務も多く、専門人材の確保と育成が難しい。
- ・また、一般の博物館と同様に、予算・人材の確保とともに、教育プログラムや、学校教育との連携、インタープリテーション等の充実が求められる。
- ・博物館法や制度の視点で考えると、基準を満たす施設を中心に、現在、協議会が行なっている、昆虫の飼育展示、普及等の技術向上、人材育成等をはかり、環境省との連携も強化する中で、希少種の生息域外保全等を促進していく基盤整備が進むメリットになれば有難い。

(7) プラネタリウム

- ・プラネタリウムは、現在全47都道府県に350施設あり、市民から高い支持を得ている科学教育施設で、宇宙光景のシュミレーターを備えている特色を持ち、その発信情報は、星座だけでなく、惑星や宇宙全体の仕組み等について、デジタルや映像技術の発展とともに拡大している。日本プラネタリウム協会は、加盟施設の連携と事業充実に取り組んでいる。
- ・施設の9割以上が公立で、学校教育の補完から、青少年の科学普及、専門性のある生涯学習施設という目的の拡大に応じて、生涯学習施設へのシフトが進んできた。
- ・元々、博物館の附属施設としてスタートしたこともあり、業務としては、展示、資料収集、調査研究、教育と、博物館と共通する内容が多いが、当初は教員担当が多かった。近年は、生涯学習技術やコミュニケーション等の重要性が高まり、学芸員有資格者の採用が増えているが、プラネタリウムの専門資格はない。
- ・博物館法や制度の視点で考えると、資料がないようにイメージされてきたプラネタリウムとしては、博物館資料の定義・解釈の弾力化や拡充を望みたい。
- ・ICOMの新たな定義案では博物館には、現行「Communicate」新案「Interpret」が入っているように、プラネタリウムが熱心に行っているこれら「普及」「手法開発」活動を、積極的に評価できる制度になってほしい。
- ・その中で、プラネタリウムを博物館として位置付け、設置基準の明確化や、教育専門職員(=学芸員)の配置や「専門活動を担保する処遇」に必要な措置の充実も望みたい。
- ・また、活動充実のために、著作権、規制などの処理の省略や簡略化も検討が必要と思われる。

(8) 公開天文台

- ・公開天文台は、初期のころは博物館の付属施設として設置される例が多かったが、その後、

独立した施設が全国に作られた。公開を目的とする据え付け・移動型望遠鏡を有し、事業を行なっている公開天文台は、現在では数百をかぞえ、実物天体の展示はじめ、資料収集、調査研究、教育普及等、一般の博物館と共通する事業を行なっている。

- ・その設置者、設置形態、規模、運営組織もさまざま、行なっている事業は基本的に共通部分が多い一方で、運営上の課題は各施設の事情によって様々。
- ・日本公開天文台協会(JAPOS)は、施設間の連携と生涯学習に資する、ならびに職員と公開天文台の一層の社会的地位の向上を目指して、施設・個人等で約 250 人の会員を有し、研修や調査研究、連携協力等の事業を展開。
- ・今後の博物館法や制度の検討に向けては、協会として要望案をまとめた。
 - 1) 公開天文台を博物館の一類型として位置付ける。
 - 2) 学校教育機関と同様の「著作権の教育機関特例」の適用を強く要望する。
 - 3) 登録／認証博物館への財政支援措置をはじめ、登録／認証と連動する種々の特例措置(具体例)を検討してほしい。
 - 4) 小規模施設をはじめ、厳しい状況に置かれ、自助努力だけでは改善が難しい運営上のアドバイスやサポートが受けられる制度やネットワークが望まれる。
- ・他に、学芸員・博物館の階層化は公開天文台には馴染まない。多数の博物館のハブとなる博物館の役割のカギはネットワークの構築であり JAPOS の役割も大きい。学芸員について、研究を重要視することには大賛成、といった意見が出された。

2. 中間報告に書き込まれた法改正の3つのポイントについての意見

①登録制度における博物館からの申請資格についての設置者要件の拡大

- ・館種を問わず、方向性については発表者から概ね賛同の意が示された。
- ・一方、株式会社については一部から懸念と慎重な検討の必要性が示された。
- ・この点に関しては、登録基準を外形から質へ変換する前提の下では、株式会社だからといって排除すべきではなく、当該博物館の事業をしっかりと登録基準に照らして判断するべきで、むしろ、企業自体が社会貢献やフィランソロピーに真面目に取り組んでいる面もある、との意見もだされた。
- ・また、株式会社等に要件を拡充する方向については良いと思うが、登録に伴う補助金等の扱いでは行政的に難しい課題も生じると思われ、こうした点の取り扱いについては別途検討する必要がある、という意見が出された。
- ・国立博物館について、登録博物館として扱うことは制度的に前進といえるが、一方で、現状、公立博物館と私立博物館に区分されている法律上の扱いについて、今後の検討の中では、全国レベルのハブ的機能を担う博物館として、新たなる国立博物館としての役割と機能を規定することも検討されるべきではないか、という意見が出された。

②新たな登録制度を運用するに当たって第三者機関の必要性

- ・館種を問わず、全員から必要性については賛同の意が示された。
- ・ただし、動物園等、館種特性が特殊な施設については、登録基準と照らし施設ごとの事業内容と品質を審査するためには、館種特性に精通したメンバーによる作業が求められ、その体制が整備されなければ、制度の意図に沿った審査等の実効性は担保されない、という意見が出された。
- ・また、現状登録事務を行なっている自治体の教育委員会等の実態からしても、第三者機関は必須であるが、地域、館種ごとの特性を理解したチェックが可能な体制が求められ、第三者機関の実態的な組織設計や必要な人材の確保、運営に必要な財源等については十分な検討が必要という意見が出された。

③登録施設に対する定期的なチェックを前提とする更新制度の導入

- ・館種を問わず、全員から必要性については賛同の意が示された。
- ・ただし、大学の評価等と同様に、評価される博物館に、必要資料の作成やデータ整理等で過度な労務負荷が加わることは、逆に制度の意図に反し評価のための評価につながるリスクもあり、実質的・効率的な制度設計が求められる、という意見が出された。
- ・博物館の事業の内容によっては、その進捗や成果に対する点検や評価に中長期の時間が必要なものがあり、そうした事業の定期的点検・評価については方法を検討する必要がある。また、定期的なチェックと更新の制度設計については、指定管理者制度を導入している施設の指定管理期間との調整等も検討する必要がある、という意見が出された。

3. 今後に向けて

- * 博物館制度や博物館法に関する議論において、館種別の状況と課題を共有することは非常に重要で、今後検討する制度が博物館の実情に即したものになっているかどうかを左右する。
 - * 今回発表していただいた組織だけでなく、協力名義使用で協力いただいた組織からも意見を聞く機会を作る必要がある。
 - * そのためにも、館種を繋ぐネットワークを充実させ、情報共有する中で共通課題と、館種特有の課題とが関連しながら議論される環境づくりが求められる。
-
- * 今回のシンポジウムを通じて、館種別の発表・意見に共通していた点、見えてきた点として、
 - ・登録（認証）に際しての設置者要件の拡大、第三者機関の設置、登録（認証）施設に対する一定期間ごとのチェック、の3点については、概ねの共通理解は得られると思われること。
 - ・博物館の底上げ、盛り立てのためには、学芸員をはじめとする現職員の研修を中心とする人材育成が重要であり、研修の実施を制度的に担保できるようにすること。
 - ・博物館が持続的活動を維持するためには、博物館のネットワーク形成が最も重要な課題であること。
 - ・ネットワークには、全国、地域、館種、設置者ごとの組織・機関および国と自治体の行政が有機的に連携、協働する体制の整備が必要で、こうしたネットワークの中心的役割を担うのが第三者機関であるイメージが描ける。
 - ・博物館、学芸員の階層化と受け取られる仕組みの在り方については、賛同しない意見が大勢だった。
 - ・一方で、博物館全体としての役割分担、学芸員の高度化・専門化については共通認識が見られる。
 - ・目指す方向のすり合わせと共通理解の醸成が求められる。

 - ・法改正については、まずは国民（利用者）が博物館を理解し、その役割を共有するための基本方針を示すが必要で、そこではICOM等の動きも参考にしつつ、これからの日本社会にとっての博物館の存在意義や役割、理念を定義として示した上で、役割を果たすために必要な、博物館の要件や組織、機能等の在り方を示すことが求められているのではないかと（半田）。